春日町役場庁舎及び議事堂

町政だより

福岡県筑紫郡
発行所　春日町
電話⑳1131番
印刷所　福岡印刷株式会社

町長年頭挨拶

町民のみなさん、あけましておめでとうございます。

意義ある昭和四十三年を迎えるにあたり年頭における所信の一端を申し述べる機会を得ましたことを私は非常な喜びといたします。同時にその責務を改めて痛感する次第であります。

行政は常に経済と密接な連帯を経て成立していることはもはや常識となっておりますが、しかし本町も主導権は、経済によることが多く、いわゆる「経済」が「行政」を引張っていたことは否定できません。私は行政が経済を「左右」する方向こそ正しい民主政治のあり方であろうと思うのであります。つまり有権者の方々の意志を行政に反映させることによって経済（本町の場合には町民所得の増加に伴なう財政の好調を従属させることを主として指す）にも有権者の方々を参加させる。得ることから与えることへの脱却であり、「町に希むこと」から「町が希むこと」への移行であり、ひいてはこれが町民すべてに共通する意志の最大公約数的表現につながると思います。

このように行政を先行させるという観点から、私は先ず住宅地としての基盤の再整備に着手したいと思います。いわゆる基礎固めの再検討であります。適宜に於いては上水道新設、観光道路開発などに例をみ、これによって地域周辺が刺激され開発されて来ています。

こういう例をみるまでもなく長期的な視野に立っての諸般整備が何としても急務だと考えます。具体的には、下水道事業、幹線道路の整備、土地改良事業などでありますが、この種事業の成否は、町民の方々の御協力なしに成就することは不可能であります。現状のまま町が発展することはその一段の飛躍を制約し阻害することになり発展の可能性を薄らげることになりましょう。

本年は、これまでの行政の細分化と申しますか第三次サービスの拡充と併わせて行政の最も根本的なものの究明を探りたいと考えております。

春日町長　秋枝繁男

議長年頭挨拶

輝かしい昭和四十三年の新春を寿ぎ、町民の皆さんに心から御祝詞を申し上げます。去る四月の統一地方選挙で、皆様の負託によって、新しい議会が発足してから八カ月を経過いたしました。その間浅学非才な私が町議会の議長として責務を遂行し得ましたのも一重に皆様方の御指導と御援助の賜と、深く感謝いたしている次第であります。

特に昨年は異状干ばつと、七月豪雨によって大なる被害を蒙りましたが町民一丸となって復興に努力されその成果を見る事が出来ました事は喜ばしい限りであります。然しながら、未だ復旧し得ない面は早急に完工すべく目下着工中であります。本年は春日町が町制を施行されてから十五週年になります。又、国に於ては明治百年という意義ある年でもあります。

年とともに我が町が福岡市の衛星都市として益々発展していきます事は、町民の皆さんとともに誠に御同慶に堪えません。半面発展に即応するところの各種事業施策も当然起って参ります。それに対処していかねばなりません。先ず義務教育の施設拡充、町道の舗装並びに環境衛生、特に下排水関係の整備等あらゆる事業が数限りありますが、常に町議会は、年々窮迫化する地方財政の中ので、最少の経費で最大の効果を発揮すべく自治の本旨に、添いて研究検討を重ねている次第であります。

何卒、今後とも町民皆さんの御協力、御援助を仰ぎたくお願いするとともに、年頭に際し挨拶を申し上げまして、御挨拶といたします。

春日町議会議長　鬼倉政雄

住民基本台帳法施行のお知らせ

住民基本台帳制度が昭和四十二年十一月十日から実施されるようになったことは新聞その他でご存じでしょうが、この制度のねらいは、市町村における住民の住所の変更等に関する届出および住民に関する台帳を統一するということ、そしてこのようにして作成された台帳に基き市町村における「あらゆる住民に関する事務」を処理するところの制度を整備することであります。したがって〝事務の合理化〟という面と、それから〝正確かつ統一的な住民に関する記録〟の整備この二つが新しい台帳制度のねらいということになります。住民が住所を移転した場合住民は市町村の窓口で移転の届出をするだけで市町村は、それに基づいて住民に関する記録をつくり、これにより

①〝住民票の写しの交付〟
②〝選挙人名簿の作成〟
③〝米穀類の配給通帳の配布〟
④〝国民健康保険の手続〟
⑤〝国民年金の手続〟
⑥その他のすべての事務をやるようになります。

ここに登録されてはじめて町民の一人として権利義務が主張できるということになります。これらの手続きは転出入に際して行えばよく、現在の住民が手続きをやり直す必要はありません。なおこの法律が施行されますと住民基本台帳の整備は法の規定により昭和四十四年三月三十一日までに行うということになり、若干の期間があるわけで春日町においても具体的な処理の設計、窓口の事務処理手順等いろいろ検討しています。この法律の施行に伴い届出の統合の関係については昭和四十二年十一月十日から実施していますので世帯に異動があった場合次の書類を持参の上、役場住民課又は東支所窓口でその手続をして下さい。

「世帯内に転入者があった場合」十四日以内に旧住所地からの住民異動届と駐在員からの異動報告書、配給所の証明、国民年金加入者は年金手帳、「転出者がある場合」駐在員からの異動報告書、配給所の証明、国民健康保険加入者は保険証と保険税納付書、国民年金加入者は国民年金手帳取り証兼領収帳、米穀の消費者世帯の人は配給通帳を持参下さい。いずれの場合も印鑑は必ず必要です。

（住民課）

過去一年間の人口動態

昭和四十一年十二月三十一日現在　三二、七七〇人

自然動態
出生　四八二人
死亡　四八人
自然増加数　四三四人

社会動態
転入　六、五一一人
転出　四、七八五人
社会増加数　一、七二六人

人口増加数三四、九三〇人
昭和四十二年十二月三十一日現在

（住民課）

＝便利で有利な納税は＝
納期前納付か納税組合の利用を

春日町では、この一年間に三〇二棟の家屋が建ち、バイクを含めた軽自動車（三六〇cc以下）が三三四台もふえています。

自分の家を建てて自家用車を持つ方が多くなりました。この方たちには、住民税と固定資産税と軽自動車税（三六〇cc以下）を納める義務が発生するわけですが、春日町では、このような税を納めていただく期間は町の税条例で定められておりまして、これを月別の表にしますと次のようになります。

この表で見ると、納税に関係がない月は四回だけですから毎月が何かの税を納める感じになりそうです。

そこで、納税される人のなかには、一度に年税額を納めたほうが良いと思われる人や、毎月を割賦式に積立てて納めたほうが良いとお考えになる人があります。このような人に報償金の制度の利用をお勧めしているわけです。前者は納期前納付で、後者は納税組合を利用すれば納税された額に応じた報償金を受けることができます。詳細は次のとおりです

税目＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
住民税	4期●					1期●		2期●		3期●		
固定資産税		4期●		1期●			2期●					3期●
軽自動車税				●								

一、納期前納付とは、指定された納期分と合わせて以後の納期分を前払いすることで、この前払い分について報償金制度があります。計算は納期前に納められた額の一〇〇分の一に、納期までの月数を乗じた額となっています。

例えば、昭和四十三年度の固定資産税四万円を、四十三年四月三十日に納めたとすれば、一八〇〇円が報償金となります。（一五日までに納められると二一〇〇円）

税目	固定資産税	納税通知書番号	納付年月日 昭和43年4月30日	区名
	1期（4月）	2期（7月）	3期（12月）	4期（2月）
納税	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
報奨月数	0	2	7	9
報奨金	0	200	700	900
報奨金合計　1,800円				
報奨率は税額の$\frac{1}{100}$×月数				
備考				

二、納税組合に加入して（納税する人が五世帯以上の人員であれば、申請によって認められます）全員が納期に納め、しかも完納となったときに、税額の五％が報償金となります。税額が四万円ですと、前期後期を合わせて二、〇〇〇円となるわけです。納税組合のほうが月々の割賦式納税ですから納期前納付よりも便利で有利な計算となりますが、組合員の中から組合長さんを定めてもらい、組合長さんに納税のお世話をしていただくことになっていますし、組合員も、さきに述べたように五世帯にわたっての納税義務者が必須条件となっております。

昭和四十一年度の利用実績は組合数二〇三組で事務取扱費（税目ごとに各二十円）を含めて百四十一万五千八百六十円が報償金として支払われております。

この制度を利用されますと、納税者の便利は勿論のこと、定期的な税の収入が期待できるので、町税収入に大いに役立つわけです。昭和四十三年度の税の通知がありましたら、今年こそは、便利で有利な納期前納付か納税組合を利用しましょう。

（税務課）

献血運動に御協力下さい

一九六八年の初春に際し役場衛生係より、献血運動に御協力をお願いいたします。厚生省並びに県の指導により、交通事故を始めとして数多くの傷病患者が速やかに治療を受けられるように、血液の供給に伴う機関として献血推進協議会の設立の準備を進めております。突発的な傷病の発生には、ふだんよりの備えが必要とされ売血制度の廃止と共に血液の金銭による購入が困難になり、輸血用血液は全て、受血者が集めねばならず、急を要する治療に間に合わず、尊い人命に大きな危険が伴うのが現状であります。以上のような理由で平常時よりの預血が最も適正な方法とされています。現在春日町においては事業所等にすでに設立を依頼しこれを母胎として町全体の組織として構成し町民運動として発展させたいと考えています。医学の発達により、心臓移植も可能となりつつある昨今ですが、町民の皆様にはこうした、時の変遷をよく見極められ安定した生活を維持していくためにこの計画への御賛同をお願いいたします。

（福祉課衛生係）

昭和41～42年
福岡県保存血液製造量

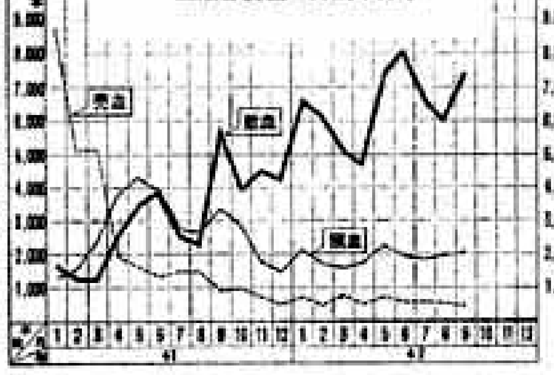

議会報告

第十回春日町議会定例会は十二月十一日開会し会期六日間で十六日閉会。十一日本会議、議長の開会宣言に始まり、町長より今時提出の十二議案について説明があった後に、直ちに質疑応答を行ない休憩。午後、午前中に引き続き質疑応答並びに一般質問を行ない、午後四時散会。

十二日より十四日まで各委員会とも担当課長に出席を求め細部にわたり審議検討を行ない、十五日連絡会をもち各委員長より審議結果の報告があり、十六日本会議開会前に各委員会と連絡会を交互に開き、調整を図った後、本会議に入り採決を行ない、午後十二時二十分閉会。

議案の概要並びに結果

一　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の制定について、地方公務員災害補償法の規定に基づき制定されるもので原案可決。

二　春日町消防賞じゆつ金支給条例の一部を改正する条例の制定について。消防賞じゆつ金支給条例施行規則の一部改正に伴う条例改正で原案可決。

三　不動産売買契約について、岡本寮を地区住宅改良事業で改築するにあたり、現岡本寮の敷地九、〇一二平方メートルを一〇、五四四千円で購入することに原案可決。

四　福岡市春日町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更について、三井郡北野町に建設の組合立し尿終末処理場が、完全に使用出来る四十三年三月三十一日まで委託期間を延長する規約の一部変更で、原案可決。

五　寄附を受けることについて、若葉台区より公民館建築費として一一〇万の寄附の申し出で、採納することに原案可決。

六　昭和四十二年度一般会計補正予算、一三、〇一三千円の追加で総額六〇四、〇七九千円に補正、主な歳入は岡本寮の住宅改良に伴う国庫補助金と起債の九、八八四千円。児童福祉費の国庫負担金一、七六三千円、若葉台区よりの寄附金一、一〇〇千円の増と歳出所補業費一、五〇〇千円、上水道補助出金一、二五七千円の減等々。主な歳出は岡本寮の住宅改良に一三、四〇六千円、保育単価改訂見込による増の児童福祉費に三、一〇〇千円若葉台区公民館建築費一、七〇〇千円、し尿終末処理事務委託料九六九千円、他に十一月の人事移動に伴う人件費の更正等々で、原案可決。

七　昭和四十二年度国民健康保険事業特別会計補正予算、五、一六三千円の追加で、総額七三、八〇四千円に補正。歳入は療養給付費の国庫負担金四、五一三千円、保険税六五〇千円、歳出は予備費四、六二六千円を加えた療養給付費に九、九七〇千円、人事移動に伴う人件費組替え二〇九千円の減、事務費一五千円等で原案可決。

八　昭和四十二年度上水道事業特別会計補正予算、三六三千円の追加で、総額一三三、八三九千円に補正。歳入は給水工事関係の営業収益一、六二〇千円の増、事業計画変更による一般会計出資金一、二五七千円の減。歳出は給水工事請負費一、五七五千円、修繕料、水道階保険器具備品、新設費などに六八〇千円の増、事業計画変更による工事請負費一、二五七千円の減等で原案可決。

九　昭和四十一年度歳入歳出決算の認定について、監査委員の意見をつけて出された決算について短時日では十分な検討が出来ないということで継続審議に決定し、総務委員会に付託。

十　特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について、三役の給料月額、町長九万円を十二万円に、助役七万五千円を八万八千円に、収入役六万七千円を七万八千円にそれぞれアップすることに原案可決。

十一　教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正について、教育長の給料月額六万三千円を七万にアップすることに原案可決。

十二　春日町議会議員報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正について、議員の報酬月額、議長三万円を三万六千円に、副議長二万七千円を三万三千円に、議員二万五千円を三万円にそれぞれアップすることに原案可決。なお、報酬、給料のアップ条例は十二月一日から適用。

（議会事務局）

着々進む町道舗装

年々激しさを増している本町道路交通に対処し道路整備の舗装も進み、光町交差点より県中学校に通ずる舗装新設工事も補助工事として決定し、町道舗装も県下三十三町の内四番目の舗装延長を見、筑紫郡下を四十二年現在調べてみますと別表のようになります。

	実延長 (m)	砂利道 (m)	舗装道 (m)	延長に対する比率
春日町	114,695	102,079	12,616	11.0%
筑紫野町	369,023	366,990	2,033	0.6
大野町	127,394	125,434	1,960	1.6
太宰府町	127,871	127,872	1,036	0.8
那珂川町	134,196	130,159	577	0.05

土木事業として農業土木災害が八月二十六日農林省査定官の現地調査により、四ヶ所が決定し、また公共土木災害が十二月十日建設省査定官の現地調査により竹ケ本橋線外九ヶ所が補助工事として決定しました。

道路新設として観光道路板付牛頸筑紫野線交差より県道後野春町線交差まで上白水田圃を十一米で貫通し、補助工事として県道後野春町線より田中京線に通ずる一期工事として町道稲田線が決定し、道路整備も着々と進み、新春とともに各ケ所の工事を着工いたします。本町は福岡市のベッドタウンとして各所に団地造成が行なわれ、現在町内に県の認可を受けて施行に着手した団地造成も六ケ所の多きに亘っております。

昭和四十三年の計画として白水大池と共に大牟田溜池の仕掛水路の改修と計画三号、八号、二十七号の各路線の舗装、日の出町汚水処理事業と共に大和町、日の出、桜ヶ丘が豪雨時豪水解決に諸岡川の改修等の工事を展開し、実現に勉めております。

（建設課）

交通事故の被害にあったら

交通知識

車の増加につれ、交通事故の発生件数も増加の一途をたどっています。もしみなさんの中で、交通事故にあったら、つぎのことに気をつけてください。加害者である相手方の住所、氏名はぜひ確認しておくようにしましょう。というのも、最近被害者のケガの治療のため病院に運び、治療をうけている間に、逃げてしまうとか、またうその住所、氏名を信用させて逃げてしまうという事件が発生しているからです。そのため、たんに相手がいう住所、氏名を信用せず、その車の番号や、運転免許証を見せてもらい確認しておくようにしてください。なお事故が発生した場合は必ずもよりの警察署に届けでるように心がけてください。「広報県庁だより」より転載

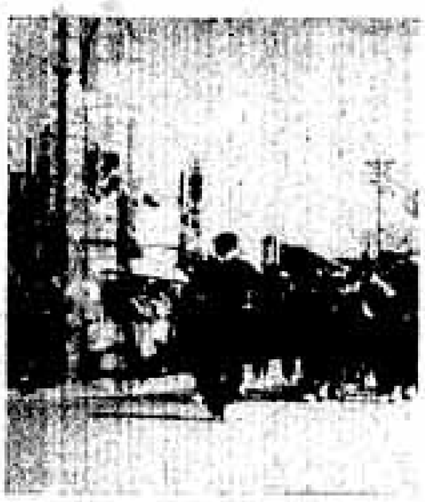

光町交叉点渡り初め式

干害被災農家の救援金

九六、一八一円集まる

本年は異例の長期大干ばつで水稲、みかん、その他の作物の被害は県下に百四十億という莫大な金額になっています。被害農家地では製米皆無の農家も多数あらわれ、再生産はおろか生活のささえをどうするか茫然自失のありさまで危機に直面しております。

このような農家を救援するため全県あげて「干害被害農家たすけあい運動」を展開することとなり、本町もこの趣旨に賛同し皆様方に御協力方お願いしましたところ、左記の通り救援金を拠出いただき誠にありがとう御座居ました。ここに報告方お礼を申し上げます。

（経済課）

記

一金　四四、四八一円　（非農家分）

（十二月二十五日現在）

一金　五一、七〇〇円

玄米　一五〇キロ　（農家分）

アッ危い

そのスピードが死を招く

交通機関の激増による交通量の増大と複雑化に伴い、最近各地において、身心ともに発達途上にあり、未来に夢と希望をもつ児童生徒の痛ましい事故が続発していることは、まことに遺憾であります。

これに対応するため本町においても交通安全対策に万全を期しております。かねて念願でありました信号機が坂口町に春日町内三ケ所目の完成を見るに至り、地域住民はもとより関係者一同よろこびにたえないものであります。また四十二年度内に春日原北町と春日小学校横に信号機を設置することに決定しております。歩道橋についても春日北小学校横（五号線）と光町交差点に設置することに決定し、すでに北小学校横は工事に着手している現状であります。このように交通安全施設は漸次整備しております。

いくら交通安全施設が整備されても、みんなが道路交通法を守らなければなんにもなりません。一年の計は元旦にありと言いますが、運転者は勿論のこと歩行者も心を引締め一日一日が交通事故ゼロの日になりますように細心の注意をはらい、本年もまた交通事故による死傷者は勿論交通事故発生を一件でも少くするよう努力いたしましょう。

（経済課）

里親になるには

里親制度は、保護者のいないこどもや、事情があって両親の手で育てることのできないこどもなど、家庭的環境に恵まれない十八才未満のこどもを篤志家里親に預けて、その人たちのあたたかい愛情となごやかな家庭的なふんい気の中で育てようとする家庭養育の制度で、こどもの将来に幸福をもたらすうえに大きな役割りを果たしています。

里親になることを希望されるかたはもよりの児童相談所または福祉事務所を経由して、知事に里親申込を提出してください。知事は里親申込書を審査のうえ、里親登録簿に氏名、住所などを登録します。登録されたかたは、児童福祉法に定める里親となり、こどもを委託されたときには、県から里親委託費が支給されます。また里親の租税負担を軽くするため、所得税法の改正で昭和四十二年度から里子についても扶養親族とみなして扶養控除が行なわれることとなりました。

なお、里親の申込みや里親制度のくわしい内容を知りたいかたは、近くの児童相談所か福祉事務所でおたずね下さい。

（「広報県庁だより」より転載）

空気銃等による狩猟禁止について

本年も昨年まで指定されていた休猟区が解除され、狩猟愛好者の皆様は山野に狩猟を楽しんでおられることと思われます。しかるに、最近住宅地の近辺で狩猟のため銃砲を使用する者が増加していますが法律でも人家周辺の狩猟は禁止されており、また人命等に危害を与える恐れがあり非常に危険なため、絶対に銃砲を使用しないようにお願いします。なお、一般の皆様で危険な場所で狩猟をおこなっている者を発見した場合は注意されるか役場経済課または最寄りの派出所（駐在所）等へ連絡して下さい。

（経済課）

自衛官募集

私たちの日本の平和を守る自衛官！規律正しい生活、学習、訓練、スポーツで、すぐれた社会人として成長します。

▽身分・待遇　特別職の国家公務員で、二士初任給は月額一五、一〇〇円ほかに手当、賞与年三回、退職金もあります。

▽福利・厚生　衣・食・住は無料、健康管理には万全を期しスポーツ、趣味、娯楽、隊外クラブ、旅行など厚生施設には特に力を入れています。

▽特典・進路　進学、通信教育を受けることも出来、各種の専門技術の免許をとる機会も豊富です。永年勤務や幹部自衛官に昇進の道もあります。

▽応募資格　十八才から二十五才未満の男子、くわしいことは、役場住民課、または自衛隊地方連絡部にお問い合せ下さい。毎日受付ております。

春日町職員採用試験受付締切る

新年早々行なわれる春日町職員採用試験の応募者を去る十二月二十五日締切ったが、採用予定数九名に対し応募者は五十九名、競争率は六・六倍の高率となった。

（総務課行政係）